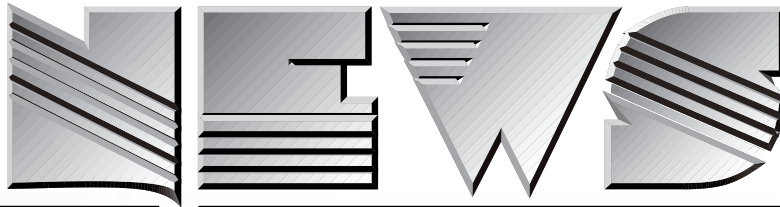




いのちに
やれし
井ばし
くり



号外

vol.21

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

出合い、触れ合い、巡り合い。



フリマ会場にて
ボスターは、
はめ込み画像です。

行って、見て、聞いて、確かめながら「事」にあたる時...、今までだれもできなかった「解決」へのきっかけも見つかり易いようです。

ねこにまつわるトラブル解決には、場数を重ねるたびに、選択肢も増えます。

市民が役人に何かを言いたくても、ちっとも聞いてもらえない、と...やがて怒りたくもなります。

役人には、市民に言いたくても立场上言っはいけないこともあるようです。そこで、攻撃相手を変えながらのトラブルが、市民同士の対立へと抜き差しならぬ事態へすすみます。

そのような時、なるべく中立を保ちながら、互いに歩み寄ってせっちゅう案を取り入れられると、解決への道筋も見え始めます。

役人が言いにくい事を市民に伝えながら、市民の言い分を役人に聞いてもらえるようなマジックがあると便利です。100箇所あれば100通りの「地域ねこ対策」は、まさに役所の待ち望む「せっちゅう案」に思えます。

『餌やるな』勢力と、「命あるもの」派の『手術もしている。迷惑といわれると心が病む。』、このような対立の時、双方歩み寄りながら、ひとつひとつの問題を丹念に一個づつ取り上げて、それぞれ解決の対策に向かう機会がグンと増えました。

強硬に「餌やり禁止」を目論む勢力と巡り会うのも何かの御縁。ここは百歩譲って、猫避けグッズなどを見せ合いながら、「野良ねこダイ迷惑」を巻き込んだトラブル解決を目指す、人と人の触れ合いがそこそこで始まります。

地域ねこ解説集会や、パネル展、講座やセミナーなどは、直接的で効果の高い出合いの機会といえますが、不特定な大勢の参加を見込むのは困難です。

多くの人通り、集まるフリーマーケットや町会・商店会のフェスティバルなどでは、ねこにまつわるさまざまな話題とたくさん巡り会います。

飼いねこ自慢からはじまって、町内や職場などでのエピソードを多くの方々もお持ちです。

遠慮がちに「実はねえ～、で困ってるのヨ」などの方からの本音の訴えは、今後「地域ねこ対策」にすすむ大きな参考です。

実は、野良ねこ対策を持っていない役所から、これからは「地域ねこ対策」をすすめたがっている、具体的な雰囲気が伝わってきています。

例えば、ホームページブログ「地域猫・地域ねこ・ちいきねこ（検索ワード「ちいきねこ」）」（更新が滞りがちです。お許しください。）に東京港区の広報みなと4月21日号の記事「猫のトラブル減少をめざします。」が紹介されています。（写真・下）

この役所では、動物の愛護と管理の両面から「地域ねこ対策」を推進します。しかし近くの別の役所では動物排除とみなし飼い主責務強要二本立ての「外ねこへの餌やり、条件付き禁止条例案」や「外ねこの管理責任者押し付け措置計画」などを一度は考えましたが、現在はもう一度考え直しているようです。



人と飼い主のいないねこの

ガイドライン

適切な関係づくりの・手・引・き・

「通称・地域ねこ対策」のすすめかた

議会議員からの
疑問に答えて

「野良ねこに手術が必要なことも分かった、
そのようなことを熱心にやっている人からの
話もうかがった。

しかし、その対策がなかなかうまくすすめ
られないという意見も多く聞こえてくる。

一部の役人からは、餌やりの禁止や制限を
望む声もなくなる。

議員の立場としてのワタシに、早い話がいつ
たい何をどうして欲しいのか？ A4用紙一枚く
らいにまとまらないか？」・・・。

1. 地域ねこ対策を開始するきっかけのほとんどは、二
つの意見が対立する時です。

「ねこがいると迷惑」の機運が高まっている。

「命あるねこをまもりたい」しかし妨害を受けている。

2. 多くの場合には役所にどちらかから苦情が伝えられ
ます。苦情を受ける役所が「地域ねこ対策」の有効性
を解説できて、苦情者に対策への参画を促せるとき、
この計画がすすみ出します。

3. 役所は事前に、地域ねこ対策の知識や技術、経験が
あって、第三者的な中立の立場をとりながら対応でき
る市民組織（仮にボランティアリーダーとします。）
などと合意の形成を成立させておきます。

役所が合意形成に向けた措置を行っていない場合には、
ボランティアリーダー側から役所に合意を求めます。

地域ねこ対策は100箇所あれば100通りといわれる
ため、コーディネーター的な役割分担です。

4. (1) や (2) の苦情が起こる地域の住民が主体と
なり、町会のいつもの集会所などで地域ねこ対策の説
明集会を計画します。

会議の詳しい内容や当日の進行は、(3) のボランティ
アリーダーと役所が協働であたります。役所はこのた
めのパンフレットなどの資料を用意しておきます。

5. 会議の主な内容は...

(イ) 古い時代から、飼いねこが野良ねこに至った、
その元々の原因を断つことへの理解

(ロ) 今いる野良ねこから、これ以上の新しい野良ね
こを増やさないための方法

(ハ) イとロを徹底しながら、この地区のねこの本能
である「生態の繰り返し」を地区で支配して、人とね
この関係に丁度のバランスを保ち根付かせること、
などです。

6. 具体的な行動の内容等は、随時役所の開く「地域ね
こ説明会」や、ボランティアリーダーなどとの個別の
相談の機会にも知ることができます。

具体的な行動に移るための受け皿を、ねこの好き嫌
いにかかわらず、地域が主体となった人選の中で、例
えば「町ねこ対策部会」などとして、地域の集會

の際に発足させます。

7. 「町ねこ対策部会」が核となって、野良ねこ
の頭数調べや繁殖制限手術に着手します。

実際に行動できる住民から、手術実行の諸問題や、
手術後の保護管理、糞尿や侵入対策など、さまざまな
事例に基づいた解決法などが報告され、各々の事案に
ついてその都度関係者相互の合意形成に努めます。

(東京都の場合には...地域が主体となる「飼い主
のいない猫対策」を東京都動物愛護管理推進計画で支
援していますので、住民に規定頭数までの不妊去勢手
術費用の負担をかけない仕組みも利用できます。獣医
資格を持つ都の職員が手術をします。)

8. 地区担当の役所は地域の住民へ、ねこ対策を行っ
ている旨の広報を継続します。

ペットの飼いねこから、不用意に野良ねこを生み出
さないために、飼い主さん指導は重要です。

9. 野良ねこ問題は、人と人のコミュニケーションの
問題に置き換えられるケースが多くあります。

対策の進み具合や会計報告など「町ねこ対策部
会」の会報紙などで周知をはかり、コミュニケーション
の活性化に努めます。

10. 対策の主体となる地域住民・ボランティアリーダ
ーなど・役所、この三者協働の仕組みの役割分担で地域
ねこ対策を根付かせます。

三者協働の対策が根付かずに、適切な浸透をはかれ
ないケースでは、一時的に野良ねこが減り迷惑被害の
なくなって数年も経った後、再び外で生態循環を始め
るねこが現れる事例もあります。

地域の問題としてこの対策に継続して取り組み、地
域全体への周知が続く時、隣接する他の地域へ対策を
広げながら、根本的に解決する事例も増えています。

ねこがテリトリーとする地域に根付く、「適切な関
係づくり」の対策は、人とねこの調和のとれたまち
づくりといえます。